

技能労働者の賃金水準の引上げに向けた取組みに関する決議

2021年4月19日 理事会決定
一般社団法人日本建設業連合会

技能労働者への適切な賃金水準の確保については、本年3月10日付会長通知(日建連発第204号)により、公共工事設計労務単価改定の効果が技能労働者に行き渡るよう取組みをお願いしたところであるが、更に、3月30日に開催された赤羽国土交通大臣と当会を含む建設業団体との意見交換会において、「今後の担い手確保のため、技能労働者の賃金の引上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、さらなる賃金の引上げにつながる好循環を継続することが必要であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、全ての関係者が可能な取組みを進めること、また、翌年以降も経済状況等を踏まえつつ、継続して賃金上昇に向けた取組みを進めること」とされた。

「概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す」ことは、新型コロナウイルスの影響により景気が急減速し、失業者と休業者の増加が高止まりしていることを考慮すると、大変厳しく、企業の負担も極めて大きいと言わざるを得ないが、賃金下落の負のスパイラルに陥ることを防止し、これまでの処遇改善に向けた取り組みを後戻りさせないため、下記のとおり理事会の総意として決議する。

記

1. 概ね2%以上の賃金上昇を目指す趣旨に合う下請契約の締結

日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言(2018年12月21日決定)」の今年度の運用について、一次下請への見積り依頼に際して、概ね2%以上の賃金上昇の趣旨に合う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする。

(参考) 労務費見積り尊重宣言

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に合う適切な労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

2. 適正な受注活動の徹底

公共工事、民間工事を問わず、過度な安値受注、いわゆるダンピング受注等公正な競争を妨げる行為を行わないことは「日建連等企業行動規範2013」で明示されており、また、適正な受注活動の実施については、これまでも会長名で要請を行ってきたところであるが、改めて、①適正価格での受注の徹底②適正工期の確保③適正な契約条件の確保——を徹底すること。

なお、適正な受注活動は、あくまで自社の責任において行われるものであって、不当な取引制限に繋がるような行為は絶対にあってはならないこと。

以上